

# 料金メニュー表（ビジネス応援プラン 電力1型）

実施日 2019年10月1日

改定日 2024年5月1日



「料金メニュー表（ビジネス応援プラン電力1型）」（以下「本料金メニュー表」といいます。）は、当社が別途定める「電気需給約款（低圧）」（以下「本約款」といいます。）に基づき、当社の電気をご使用になるお客様に電気を供給するときの料金その他の条件を定めたものです。

#### 第1条 定義

次の用語は、本料金メニュー表においてそれぞれ次の意味で使用いたします。本料金メニュー表で用いられるその他の用語は、本料金メニュー表で別途定義される場合を除き、本約款において用いられている意味を有するものとします。

##### (1) 一般送配電事業者

本料金メニュー表では中部電力パワーグリッド株式会社をいいます。

#### 第2条 対象地域

本料金メニュー表で定める料金等その他の条件が適用される対象地域は一般送配電事業者の供給区域となります。ただし、離島は除きます。

#### 第3条 料金メニュー

本料金メニュー表に規定する料金メニューは次のとおりとします。

需要区分		料金メニュー
低圧	動力	ビジネス応援プラン電力1型

#### 第4条 ビジネス応援プラン電力1型

##### (1) 適用範囲

次のいずれにも該当するお客さまに適用いたします。

イ. 動力を使用すること。

ロ. 一般送配電事業者が定める託送供給等約款の供給電圧が100ボルトもしくは200ボルトであること。

##### (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

##### (3) 契約電力

イ. 契約電力は、契約主開閉器の定格電流に基づき、以下(イ)または(ロ)により計算された値（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）を参考に、1年間を通じての最大負荷を基準として、お客さまからお申し出いただきます。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値を引き継ぐものとします。

なお、以下(イ)または(ロ)により計算した数値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットとします。

(イ)供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1 / 1,000

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

(ロ)供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1.732 × 1 / 1,000

ロ. 一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

#### (4) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、燃料の取引価格の変動により変動し、燃料費調整単価が別表 2（燃料費調整）(1) 〇. (イ) によって算定される場合は、別表 2（燃料費調整）(1) 二. によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、燃料費調整単価が別表 2（燃料費調整）(1) 〇. (ロ) によって算定される場合は、別表 2（燃料費調整）(1) 二. によって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。なお、上記の燃料費調整額について上限は設けておりません。

##### イ. 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、全く電気を使用しない場合の基本料金は半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,178.74 円
-----------------	------------

##### ロ. 電力量料金

電力量料金は、1 月の使用電力量により算定することとし、下記時間帯に応じた電力量をそれぞれ適用いたします。

1 キロワット時につき	10:00 から 14:00 以外	15.50 円
	10:00 から 14:00	13.12 円

#### (5) その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

#### 第 5 条 電気需給契約開始後の解約または変更にもなう料金の清算金

本料金メニュー表の適用を受けるお客さまで、本約款第 32 条 (3) に定める清算金が発生するときは、本約款第 32 条 (3) に定める動力に係る契約と同一の清算方法によるものとします。

#### 第 6 条 本料金メニュー表の変更および料金メニューの変更・廃止

- (1) 当社は、料金メニューおよび供給条件等本料金メニュー表に定める内容を、あらかじめお客さまへご案内のうえ、変更または廃止させていただく場合があります。
- (2) 本約款および本料金メニュー表の他の規定にかかわらず、一般送配電事業者が定める託送供給等約款の変更により託送料金が増減された場合または公租公課が増減された場合、当社は当該託送料金の変更または公租公課の変更を反映するために必要な範囲で、基本料金および電力量料金を変更することができるものとし、お客さまはあらかじめこれに同意します。

# 別 表

別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。)第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示(以下「納付金単価を定める告示」といいます。)およびインバランスクリスタル単価等を定める告示により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ. 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

ロ. お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客様から当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客様からの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日(お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。)の前日までの期間に当該事業所において使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イ.にかかわらず、イ.によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額(以下「減免額」といいます。)を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

別表2 (燃料費調整)

(1) 燃料費調整額の算定

イ. 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、次の算式によって算定された値といたします。また、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0275$

$\beta = 0.4792$

$\gamma = 0.4275$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。本算定における単価の上限値は設けておりません。

ロ. 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が料金表に定める基準燃料価格を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \text{基準単価} / 1,000$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が料金表に定める基準燃料価格を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \text{基準単価} / 1,000$$

ハ. 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月末日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月末日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月末日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月末日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月末日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間

毎年6月1日から8月末日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月末日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月末日までの期間	その年の12月の検針日から翌年1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月末日までの期間	翌年1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月末日までの期間	翌年2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月末日までの期間	翌年3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月末日までの期間	翌年4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

## 二. 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロ.によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

### (2) 基準燃料価格

基準燃料価格は、次のとおりといたします。

1キロリットルにつき	45,900 円
------------	----------

### (3) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	0.233 円
------------	---------

### (4) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1) イ.の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1) ロ.によって算定された燃料費調整単価をお知らせいたします。